



# 議会構成決まる

七月に行なわれた村議会議員改選後、最初の村議会は八月五日に招集されました。この臨時議会で正、副議長、各常任委員会の委員などの議会人事が決まりました。



- 議長** 早川 八十八  
**副議長** 田中 泰雄
- ▽産業土木常任委員会  
 小林俊雄、小黒久雄、久須美逸郎、笠原芳雄、小黒啓三、早川八十八
- ▽文教厚生常任委員会  
 神子義寛、本間政一、佐々木美代吉、八子八十衛、山田忠、山田実
- ▽和島村消防委員会委員  
 佐々木美代吉、笠原芳雄、大久保仁一郎、小黒啓三
- ▽三島郡清掃センター組合職員  
 山田忠、山田実

なお、各常任委員会委員、一部事務組合議会議員などの選任も行なわれ、次のとおり選任し会期一日で閉会しました。

【○委員長・副委員長】  
 △総務常任委員会  
 ○菊地弘、小林盛知  
 木村正嘉、大久保仁一郎  
 大矢昭市、田中泰雄

## 年金手帳の様式が変わりました。

これまで、国民年金の被保険者には国民年金手帳、厚生年金保険や船員保険の被保険者には被保険者証と、それぞれに異なった様式による手帳や被保険者証が交付されてきました。しかし、昨年十一月からは三種年金共通による年金手帳を交付することに改められました。

この年金手帳(オレンジ色)は昨年十一月一日以降に、被保険者の資格を得た人、または、亡失や、き損などにより再交付の申請をした場合に限り交付されるもので、一斉に手帳の更新を行うというものではありません。この年金手帳(共通手帳)

## 秋の全国交通安全運動

9月22日～10月1日

毎日、新聞やテレビ等で交通事故が報道され慢性化してしまっているのが現実です。また秋の農繁期と重なって、農業機械等による事故も多くあります。忙しい毎日ですが、くれぐれも事故のないよう運転には十分注意してください。

**手をかそう**  
**ちつちやな子どもとお年寄り**

故から守ることを重点として、交通安全が少しでも減少するよう交通には充分注意しましょう。

## 警察官募集

新潟県警察では昭和51年度に採用する警察官を募集しています。

一、採用予定日  
 昭和五十一年四月一日

二、採用予定人員  
 男子警察官 約六十人

三、第一次試験日及び場所  
 十月五日(日)新潟市、長岡市、上越市ほか二ヶ所

四、受験資格  
 昭和二十三年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に採用する警察官を募集しています。

に生れた男子で、高等学校卒業程度の学歴があれば、学歴は問いません。ただし、次の者は、受験できません。

・学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者、および卒業見込みの者

五、受付期日  
 昭和五十年八月十八日(月)から、同年九月二十七日(土)まで。

詳しいことは、警察署、幹部派出所、駐在所でお尋ねください。

## たばこは和島村で買しましょう

みなさんが毎日お勤めに、またはお仕事にお出かけのときお買い上げのたばこには「たばこ消費税」という税金が含まれています。たばこはどこで買っても定価は同じです。たばこを買うと買った土地の市町村へ毎月専売公社から税金が納入されます。当村でも大きな財源になつていきます。みなさまがたの一臂のご協力をお願いいたします。

# 国勢調査 10月1日 12回目

## 今回で



## 調査のしくみ



全国を約67万の地域に区分して国勢調査区が設けられています。国勢調査員は、この調査区を一つずつ受け持ちます。

9月24日から30日までの間に、各世帯に「調査票」を配り、調査票の記入を依頼します。



10月1日から5日までの間に、もう一度、各世帯を訪問し、記入済みの調査票を集めます。



調査票は、市区町村→都道府県を通じて総理府統計局に集められ、直接「機械」にかけて、調査結果を集計します。

10月1日現在で実施される国勢調査は、統計法に基づいて行なわれる指定統計第1号で、大正9年に第1回調査が実施されて以来、5年ごとに行なわれ、今回で12回目です。全国民を対象とするこの調査に、全都道府県、市町村の統計職員は勿論のこと、全国で44,000人の指導員と670,000人の調査員が

動員されて全国くまなく調査が行なわれます。村でも2人の指導員と30人の調査員が連日保ちながら、円滑に調査が遂行できるように態勢を整えています。10年ごとに行うものを大規模調査。5年目に当る年には簡易な方法による調査が行われます。いずれの場合も国内の全

わが国の人口政策等の基礎資料を提供する国勢調査に皆さんの協力をお願いします。

☆調査員のみなさん

久住重彰 (中小島谷)  
 関川正栄 (下小島谷)  
 小黒光雄 (駅前)  
 塚田善平 (駅前)  
 関川幸郎 (下富岡)  
 中野隆 (荒巻)  
 関川重通 (根小屋、荒巻)  
 大矢幸二 (高畑)  
 白倉国一 (日野浦)  
 藤田正義 (上小島谷)  
 府野誠一 (若野浦)  
 井上慶照 (阿弥陀瀬)  
 谷川憲義 (坂谷)

マイホームづくり  
 住宅貯蓄を

所得税から控除できる点について述べてみましょう。まず、マイホームづくりのための預金(住宅貯蓄)をすれば、「住宅貯蓄控除」が受けられます。これは一定の条件で、銀行などと住宅貯蓄契約を結んで積立てをすると年に最高三万円(一般の住宅貯蓄)・四万円(財形住宅貯蓄)・五万円(長期財形住宅貯蓄)を所得税から差し引くことができます。

また、住宅を新築した場合に床面積が三、三平方メートルにつき千円(最高三万円)を、所得税から三年間におたつて差引くことができます。これを「住宅取得控除」といいますが、この控除を受けるためには、住宅の床面積が百

小林玄之甫 (阿高)  
 宮田敏雄 (城之丘)  
 佐藤新一郎 (村田)  
 金子達雄 (村田)  
 佐藤平八郎 (東保内)  
 田村欣吾 (梅田、東保内)  
 大矢保 (中沢)  
 本間金一 (法善町、新田)  
 本間操 (中央)  
 桑原富男 (寺町、小谷)  
 柄沢幸男 (上桐)  
 中村敏雄 (上桐)  
 池田二郎 (北野、三瀬ヶ谷)

早川肇 (下町下)  
 早川整 (下町上)  
 木村正嘉 (川端)  
 早川盛時 (道城下、新田)

夫婦の間でも  
 贈与税が...でも  
 共かせぎの夫婦が資金を出し合って住宅を建てたり土地を買ったりしたとき、その不動産の登記名義を主人にする、奥さんが出した資金はご主人に贈与したことになるので、このようにときには、それぞれが出した資金の額に当たって共有の登記をするに贈与税はかかりません。そして、夫婦二人の名義で登記すると、住宅取得控除は二人とも受けることができ、ただし合計額で五万円が限度となります。

なお、詳しいことは最寄り税務署にお尋ねください。